

白上下審第4号
平成31年 3月 7日

白井市水道事業
白井市長 伊澤 史夫 様

白井市上下水道事業審議会
会長 落合 実



水道料金の改定について（答申）

平成30年8月22日付け白水第42号で当審議会に諮問のありましたことについては、下記のとおり答申します。

記

白井市水道事業は平成18年度に料金改定して以来12年間、安全で安定した水道水の供給に努め経営してきましたが、給水人口は微増しているものの、節水意識の高まりや節水機器の普及により料金収入が伸び悩む中、自己水源を持たず全量浄水受水であることから、総費用のうち受水費が大きな割合を占めるため、供給単価が給水原価を下回る原価割れの状態となり、料金収入だけでは給水費用を賄えない経営状況が続いています。このため、料金収入が費用に不足する額は、県補助金と一般会計繰入金に依存し収支の均衡を保っているなど、事業体としての経営環境は厳しい状況にあります。また、市の財政健全化の取組みとして作成した財政推計により、財政状況も逼迫していることから繰入金の増額は一般会計を圧迫することになります。

本審議会では諮問のありました水道料金改定について、市営水道の経営状況、事業計画及び課題等を分析し、かつ県営水道等の他事業体の水道料金との比較、利用者への影響を調査するなど、改定の必要性について慎重に審議した結果、今後、市営水道は維持管理費等の経費の増加や、法定耐用年数を迎える水道施設の管路更新計画を策定し計画的な施設の更新による事業費の増加が見込まれるほか、大規模災害に備えた剰余金の確保が必要不可欠であることから、水道事業の経営健全化を推進し経営基盤の一層の強化のため、水道料金改定は必要であると答申します。

審議期日

平成30年 8月22日

平成30年10月31日

平成31年 2月 6日

料金改定

- (1) 改定率は、平均15パーセントを妥当とした。
- (2) 基本料金は一律に改定し、従量料金は1から100m³までの改定とする。
料金表は別表のとおりとする。

料金改定の時期

改定期日は、平成32年4月1日とする。

付帯意見

- (1) 大きく変化する社会経済情勢や水道事業の経営をよく踏まえたうえで、概ね5年毎に適正な水道料金の検証及び必要に応じた見直しを行うこと。
- (2) 水道料金は市民生活に密接に関係していることから、料金改定の趣旨や内容をわかりやすく市民に周知すること。
- (3) 水道事業経営において健全な運営を維持するため、更なる運営経費の削減と水道料金徴収率の向上に努めること。

(現行)

水道料金表 (1か月)

基本料金		従量料金 (使用水量1m ³)	
口径	料金	段階区分	料金 (1m ³ につき)
13mm	650円	1m ³ から10m ³ まで	90円
20mm	890円	10m ³ を超え20m ³ まで	150円
25mm	1,590円	20m ³ を超え40m ³ まで	240円
40mm	6,350円	40m ³ を超え100m ³ まで	330円
50mm	14,400円	100m ³ を超え500m ³ まで	400円
75mm	33,100円	500m ³ を超えるもの	440円
100mm	63,900円		

基本料金と従量料金の合計額に消費税率を乗じて得た額 (その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額。)

(改定後)

水道料金表 (1か月)

基本料金		従量料金 (使用水量1m ³)	
口径	料金	段階区分	料金 (1m ³ につき)
13mm	770円	1m ³ から10m ³ まで	103.5円
20mm	1,055円	10m ³ を超え20m ³ まで	172.5円
25mm	1,884円	20m ³ を超え40m ³ まで	276円
40mm	7,525円	40m ³ を超え100m ³ まで	379.5円
50mm	17,064円	100m ³ を超え500m ³ まで	400円
75mm	39,224円	500m ³ を超えるもの	440円
100mm	75,722円		

基本料金と従量料金の合計額に消費税率を乗じて得た額 (その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額。)